

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成30年5月30日（平成30年（行個）諮問第93号）

答申日：平成30年7月26日（平成30年度（行個）答申第75号）

事件名：本人に係る一般旅券発給申請書等の利用不停止決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる3文書（以下「本件文書」という。）に記録された本人に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の利用停止請求につき、利用不停止とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）36条1項の規定に基づく利用停止請求に対し、平成30年2月5日付け個人情報保護第2017-00504号により外務大臣（以下「外務大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った利用不停止決定（以下「原処分」という。）について、原処分を取り消すとの決定を求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

ア 時効の援用によって、消去してほしい。

イ パスポートの紛失によって他人に使用されるのを防止するために、消去してほしい。

ウ 特定時期に特定空港Aが廃止されている。現在、特定空港Bに移転している。

エ 海外旅行に行った、特定航空会社が路線廃止している。

##### （2）資料

審査請求人から、平成30年6月25日付け（同月27日收受）で資料が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

（1）外務省は、審査請求人が平成29年11月27日付けで行った法12条1項の規定に基づく保有個人情報開示請求「特定期間に申請した自分自身のパスポート発給申請書の写し」に対し、別紙に掲げる3文書に記録された本人に係る保有個人情報を特定の上、2文書に記録された本人に係る保有個人情報を開示、1文書に記録された本人に係る保有個人情

報を一部開示とする決定を行った（平成29年12月19日付け個人情報保護第2017-00455号。）。

- (2) また、外務省は、審査請求人が当該開示決定により開示を受けた自己を本人とする本件対象保有個人情報「適法に取得されたものでない」と思料するとして平成30年1月10日付けで行った当該保有個人情報の利用の停止と消去を求める利用停止請求（以下「本件利用停止請求」という。）に対し、本件対象保有個人情報は、審査請求人による旅券法令に基づく旅券発給申請によって適法に取得されたものであって、その利用目的である旅券事務の適正な執行の確保及び旅券秩序の維持に必要な範囲を超えて保有されているものではないこと、また、法8条で許容されている限度を超える利用目的外の利用又は提供は行われていないこと、さらに請求対象の保有個人情報の利用を停止又は消去することにより、旅券事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、当該保有個人情報の利用の停止及び消去をしないとする決定を行った（平成30年2月5日付け個人情報保護第2017-00504号。原処分。）。
- (3) これに対し、審査請求人は、時効の援用、第三者による旅券の不正使用の防止等を理由として、原決定に関する保有個人情報の消去を求める旨の審査請求（平成30年2月21日付け）を行った。

## 2 利用停止請求の対象保有個人情報

本件利用停止請求の対象である保有個人情報は、外務省の保有する旅券管理マスタファイルに保存されている、審査請求人が都道府県の知事を経由して一般旅券の発給を申請した際に外務大臣に提出した別紙に掲げる本件文書に記載された本人に係る保有個人情報である。

## 3 利用停止請求の内容

本件利用停止請求の趣旨及び理由は、次のとおりである。

「適法に取得されたものでない理由。一般旅券を発給したパスポートセンターの所在地が変更になっている。国内緊急連絡先の特定家族が死亡していること。申請書の内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、速やかに消去に応じます。今後、パスポートを発給することはありませんので、利用の停止と消去を願います。」

## 4 利用の停止及び消去をしない旨の決定の妥当性

### (1) 本件対象保有個人情報の取得経緯について

ア 本件対象保有個人情報が記載されている本件文書は、審査請求人が一般旅券の発給を受けようとして、旅券法3条1項等の規定に基づき、特定都道府県パスポートセンターに出頭の上、特定都道府県知事を経由して外務大臣あてに一般旅券の発給を申請した際に提出されたものであって、当該申請に対する外務大臣による一般旅券の発行（旅券法

5条)及び都道府県知事による一般旅券の交付等旅券の申請から発給までの情報を記録し、旅券事務の適正な執行の確保、旅券秩序の維持等のために利用するものとして、外務省において管理・保存されているものである。

イ よって、本件文書に記録された本件対象保有個人情報、審査請求人からの一般旅券発給申請の結果として適法に取得したものである。

(2) 本件対象保有個人情報の利用目的及び保有状況について

ア 一般旅券発給申請の結果として適法に取得する保有個人情報は、旅券の発給・失効・返納命令等旅券事務の適正な執行の確保、旅券の二重発給及び不正取得・使用の防止等旅券秩序の維持並びに邦人援護のために利用するものである。

イ 審査請求人に係る本件対象保有個人情報についても、旅券事務の適正な執行の確保及び旅券秩序の維持等その利用目的の達成に必要な範囲で保有しており、また、法8条で許容されている限度を超える利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供しているとの事実もない。

(3) 本件対象保有個人情報の利用目的外の利用及び提供の状況について

本件対象保有個人情報は、その利用目的以外の目的のために、法8条で許容されている限度を超える利用又は提供した事実はない。

(4) 審査請求人が主張するパスポートセンター所在地の変更等の事情は、法36条1項1号に掲げる違反事由に該当しないことは明らかである。

(5) したがって、外務省による本件対象保有個人情報の違法な取得や、利用目的の達成に必要な範囲を超えた保存、利用目的以外の目的での利用・提供は行われていないため、法36条1項1号に該当する事実はなく、本件利用停止請求に理由があると認めることはできない。

5 審査請求人の主張についての検討

(1) 本件審査請求の趣旨及び理由は、上記第2の2(1)のとおりである。

(2) しかしながら、上記4で述べたとおり、本件対象保有個人情報は、外務省により適法に取得されたものであって、その利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているものではない。また、旅券が失効したとしても日本国政府がその人物に旅券を発給したという事実が変わりはなく、その事実が消えることもない。外務省は、旅券の発給に関することを所掌事務とする主務官庁として、失効した旅券についてもその発給事実を記録しておく必要がある(旅券法19条5項、23条1項及び7号参照)。本件対象保有個人情報を消去することは、旅券事務の適正な遂行の確保及び旅券秩序の維持等に支障を来すおそれがあると認められる。例えば、偽変造の疑いのある我が国一般旅券が発見された場合など特定の旅券番号等の情報について、我が国旅券の発給に関することを所掌事

務とする主務官庁として、当該旅券の真正性及び効力について確認しなければならない状況があるところ、仮に失効した旅券に係る保有個人情報情報を消去してしまうと、このような場合に当該旅券の真正な名義人は誰であるか、真正な申請に基づき発給された旅券か否か、現在有効な旅券であるか否か等を確認することができず、旅券秩序を維持することができないことになる。

したがって、本件対象保有個人情報の利用の停止及び消去をしないとした原決定は妥当なものであって、審査請求人の主張にはこれを覆す理由がない。

## 6 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、原処分を維持することが適当であると判断する。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成30年5月30日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年6月27日    | 審査請求人から資料を收受  |
| ④ 同年7月17日    | 審議            |
| ⑤ 同月24日      | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件利用停止請求は、別紙に掲げる3文書（本件文書）に記録された本人に係る保有個人情報（本件対象保有個人情報）の利用停止を求めるものである。

審査請求人は、本件利用停止請求について、利用不停止とした原処分の取消しを求めており、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の利用停止の要否について検討する。

### 2 利用停止請求について

法36条1項1号は、何人も、自己を本人とする保有個人情報が、これを保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、法3条2項の規定に違反して保有されているとき、又は法8条1項及び2項の規定に違反して利用されているときには、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる旨を規定している。

そして、法38条は「行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。」と規定している。

以下、各条文に則して検討する。

### 3 本件対象保有個人情報の利用停止の要否について

#### (1) 適法な取得（法36条1項1号）との関係

ア 本件対象保有個人情報の取得の経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

(ア) 本件対象保有個人情報は、一般旅券発給申請書及び一般旅券再発給申請書（以下、併せて「一般旅券発給申請書等」という。）に記載された本人に係る保有個人情報であり、本件文書には、審査請求人の氏名、性別、生年月日、本籍、現住所、国内緊急連絡先及び自署等の記載がある。

(イ) 一般旅券発給申請書等は、審査請求人が、旅券法3条1項等の規定に基づき、特定都道府県の知事を経由して、一般旅券取得のため、外務大臣に対して提出のあったものである。

(ウ) 本件対象保有個人情報は、外務省において、当該申請に対する外務大臣による一般旅券の発行（旅券法5条）及び都道府県知事による一般旅券の交付等旅券の申請から発給までの情報を記録し、旅券事務の適正な執行の確保、旅券秩序の維持等のために利用するものとして、管理・保存されているものである。

(エ) よって、本件文書に記録された本件対象保有個人情報は、審査請求人からの一般旅券発給申請及び一般旅券再発給申請の結果として適法に取得したものである。

イ 諮問庁から、本件文書の提示を受けて確認したところ、本件文書は審査請求人が一般旅券の発給及び再発給を申請したことに伴って審査請求人から提出されたものであって、適法に取得したものであるという上記アの諮問庁の説明は首肯することができ、これを覆すべき事情も認められないことから、本件対象保有個人情報は、外務省において適法に取得されたものと認められる。

#### (2) 保有の制限等（法3条2項）との関係

ア 法3条2項は、「行政機関は、利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。」と規定しているところ、本件対象保有個人情報の利用目的及び保有の状況について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

外務省は、一般旅券発給申請書等に記録された保有個人情報を、旅券の発給・失効・返納等旅券事務の適正な執行の確保、旅券の二重発給及び不正取得・使用の防止等旅券秩序の維持並びに邦人援護のために保有するものである。したがって、外務省は、旅券事務等の利用目

的の達成に必要な範囲内でのみ、本件対象保有個人情報保有している。

イ 本件文書の取得の経緯に係る上記（１）アの諮問庁の説明を踏まえると、本件文書の取得後、旅券事務等の利用目的の達成に必要な範囲内でのみ本件文書を保有している旨の上記アの諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すべき事情も認められないことから、外務省において、本件対象保有個人情報を法３条２項の規定に違反して保有しているとは認められない。

### （３）利用及び提供の制限（法８条）との関係

ア 法８条１項は、「行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」とし、さらに、同条２項は、同条１項の規定にかかわらず、「行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる（各号略）」としている。

イ 本件対象保有個人情報の利用及び提供の状況について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、旅券事務等の利用目的以外の目的のために本件保有個人情報を利用又は提供した事実はないとの説明があった。

ウ 本件文書の取得の経緯に係る上記（１）アの諮問庁の説明を踏まえると、本件文書の取得後、旅券事務等の利用目的以外の目的のために本件文書を利用又は提供した事実はないという上記イの諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すべき事情も認められないことから、外務省において、本件対象保有個人情報を法８条１項及び２項に違反して利用目的以外の目的のために利用、提供しているとは認められない。

### ４ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### ５ 本件利用不停止決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、利用不停止とした決定については、法３８条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないので、妥当であると判断した。

### （第２部会）

委員 白井玲子、委員 池田綾子、委員 中川丈久

## 別紙

- 文書 1 一般旅券発給申請書（特定年月日 A 発行，特定旅券番号）
- 文書 2 一般旅券発給申請書（特定年月日 B 発行，特定旅券番号）
- 文書 3 特定年月日 C に申請が行われ，未交付のため失効した一般旅券再発給申請書